愛知県			三重県	大阪府		兵庫県		和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	
三河港	衣浦港	名古屋港	四日市港	阪南港	阪神港	姫路港	東播磨港	和歌山下津港	境港		福山港	
名古屋税関豊橋税関支署	名古屋税関豊橋税関支署衣浦出張所	名古屋税関	名古屋税関四日市税関支署	大阪税関堺税関支署岸和田出張所	大阪税関堺税関支署	神戸税関尼崎税関支署	神戸税関姫路税関支署	神戸税関姫路税関支署東播磨出張所	大阪税関和歌山税関支署下津出張所	神戸税関境税関支署		神戸税関福山税関支署
豊橋市	半田市	名古屋市	四日市市	岸和田市	堺市	尼崎市	明石市	海南市				
田原市	碧南市	東海市	三重郡川越町	貝塚市	泉大津市	西宮市	加古川市	有田市				
	高浜市	知多市		泉佐野市	高石市		高砂市					
	知多郡武豊町	弥富市		泉北郡忠岡町			加古郡播磨町					
		海部郡飛島村										
○・七七八四	○・三〇五九	○・四八五二	○・九六八二	○・一九三七	○・六二四一	○・五六一〇	○・〇〇二九	一・〇〇〇〇	○・九七八六	○・〇二一四	○・〇四五七	○・九五四三
○・二一一六	○・四〇一三	○・一三〇六	○・〇三一八	○・〇九一七	○・二三八六	○・四三九〇	○・七九七八	○・〇〇〇〇				
	○・〇六二六	○・〇〇七九二		○・七一四六	○・一三七三		○・〇〇一四三					
	○・二三〇二	○・一六九八		○・〇〇〇〇			○・一八五〇					

広島県		山口県		徳島県	沖縄県	
尾道糸崎港	広島港	岩国港	宇部港	徳島小松島港	那覇港	金武中城港
神戸税関福山税関支署尾道糸崎出張所	神戸税関広島税関支署	門司税関岩国税関支署	門司税関下関税関支署宇部出張所	神戸税関小松島税関支署	沖縄地区税関	沖縄地区税関沖縄税関支署
三原市	広島市	岩国市	宇部市	徳島市	那覇市	沖縄市
尾道市	廿日市市	玖珂郡和木町	山陽小野田市	小松島市	浦添市	うるま市
福山市	安芸郡海田町				南城市	中頭郡中城村
	安芸郡坂町				中頭郡西原町	国頭郡金武町
○・三七九八	○・九五五八	○・六九〇〇	一・〇〇〇〇	○・〇〇三七	○・九八八三	○・一〇二七
○・三三〇六	○・〇三六四	○・三一〇〇	○・〇〇〇〇	○・九九六三	○・〇一一七	○・七三一二
○・二八九六	○・〇〇一七					○・六八四〇
	○・〇〇六一					○・二一三三

○法務省告示第七十四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和八年九月十七日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

株式会社ＮＥＸＰＥＲＴ　Ｌｅｇａｌ　Ｓｅｒｖｉｃｅ

東京都中央区八重洲一丁目三番十八号

認証年月日

令和八年九月七日

○外務省告示第二百八十八号

令和八年八月二十五日にニューデリー（インド）で、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

令和八年九月十七日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与等の限度額　一億七千百万円

3　贈与等の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日本側　小野啓一在ブータン大使（インドにて兼轄）

ブータン側　ヴェツォプ・ナムギャル駐日ブータン大使（インドにて兼轄）

令和八年九月十七日